

第5 民宿運営に関連する法令等

1 旅行業法に関すること

相談窓口：県文化・観光部観光局観光政策課

『規制緩和』

- 「農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する旅行業法上の解釈の明確化について」（平成15年3月20日付け国総観旅第526号）

- 農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービス（これに農業・農林体験ができる農業体験サービスを付加する場合を含む。）を販売することは、代理、媒介、取次、利用のいずれにも該当しないことから、旅行業に該当しない。

『旅行業とは』・報酬を得て、旅行業務（旅行者のために運送・宿泊サービスの代理・媒介・取次等をする）を取り扱うことを事業としていること。

【参考】 旅行業法に抵触する行為の例

- 1 農家民宿までの送迎、又は農業体験サービス提供場所への輸送手段として、自らの所有する車両を使用せず、バス会社等へバス等を手配し、対価を得ること。
- 2 他の宿泊施設へ宿泊することについて、その施設に代理して旅行者と契約を結び、媒介、取次ぎをすること。
(例えば、
 - ・収容以上の宿泊希望者があった場合に近くの宿泊施設に泊まってもらうため、あらかじめ宿泊施設と提携しておき、宿泊手続きを民宿にてとること
 - ・何軒かの農家民宿がグループとなり、共同で募集し、一括して旅行者と契約を結ぶこと))
- 3 他の宿泊施設への宿泊も含んだパッケージツアー等を組んで販売すること。(例えば、1泊目は農家民宿、2泊目は旅館など)

2 道路運送法に関すること

相談窓口：県文化・観光部交流局交通政策課

『規制緩和』

- 「宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について」(平成 15 年 3 月 28 日付け国自旅第 250 号)
 - 1 農家民宿等を含めた宿泊施設が、その宿泊者を対象に行う送迎のために輸送については、当該宿泊施設における宿泊サービスの一環として行われるものであって、旅客自動車運送事業類似行為とならない場合には、道路運送法上の問題ではない。
 - 2 1 の「送迎のための輸送」とは、当該宿泊施設の利用のため又は当該宿泊施設からの出発のために、宿泊施設の最寄りの駅又はこれと準ずる場所と当該宿泊施設との間で行われる輸送を言う。なお、「最寄りの駅又はこれと準ずる場所」であるか否かの基準は地域の事情によって異なると考えられ、社会通念上最寄りであるか否かが判断基準となるが、拡大解釈されるべきではない。
 - 3 1 の「当該宿泊施設における宿泊サービスの一環」とは、当該宿泊施設における本格的なサービスである宿泊サービスと輸送が密接不可分で、その業務過程の中に包摂され、輸送が独立性を有しないものであるということの意味するものである。
 - 4 1 の「旅客自動車運送事業類似行為」となる場合とは、例えば、送迎にかかる金額を宿泊料金とは別に明確に示している場合や、送迎を利用するものと利用しないものとの間に明らかな宿泊料金の差があり、その差が送迎に係る対価に該当するという説明以外にその差に対する合理的な説明が困難であるような場合等をいう。

3 『農林漁業体験民宿』登録制度に関すること

登録機関：財団法人都市農村交流活性化機構（愛称「まちむら交流きこう」）

（電話番号：03-4335-1984、URL：www.ohrai.jp/gt/1nn/）

『農林漁業体験民宿』とは、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（以下「余暇法」という。）第2条第5項が規定する『施設を設けて人を宿泊させ、農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する』宿です。

『農林漁業体験民宿』の登録は、余暇法第16条に基づく制度で、農林水産大臣から「登録実施機関」の登録を受けた、財団法人都市農村交流活性化機構が運用しています。『農林漁業体験民宿』の登録条件及び申請手順は次のとおりです。

1 登録の条件

(1) 余暇法施行規則第2条に基づく「農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務」を提供すること

ア 農作業、森林施業・林産物生産採取、漁撈・水産動植物養殖の体験指導

イ 農林水産物の加工または調理の体験指導

ウ 地域の農林漁業または農山漁村の生活・文化に関する知識の付与

エ 農用地・森林・漁場その他の農林漁業資源の案内

オ 農林漁業体験施設等を利用させる役務

(2) 余暇法施行規則第14条（農林漁業体験民宿業者の登録基準）に従って営業を行うこと

「登録基準」・・・【参考資料】を参照。

- ・農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供に関する事項
- ・利用者の生命または身体について損害が生じた場合における当該損害をてん補する措置に関する事項
- ・地域の農林漁業者との調整に関する事項
- ・その他の事項

2 登録までの流れ

①申請 → ②受付・審査 → ③決定 → ④登録 → ⑤登録証・標識送付

(1) 申請（必要書類等の提出・登録料等の納入）

登録に当たっては、必要事項を記載した登録申出書をはじめ要件確認等のための次の書類等を当機構に提出ください

ア 登録申出書（収入印紙15,000円分を添付）

イ 標識借受申出書・登録費用振込先連絡票

ウ 旅館業法に基づく「営業許可書」コピー

- エ (食事提供する場合) 食品衛生法に基づく「飲食店営業許可証」コピー
- オ (船舶で漁撈体験させる場合) 遊漁船業法に基づく「都道府県知事からの通知」コピー
- カ 旅館賠償責任保健等「加入者証」コピー
- キ ホームページ等広報用アンケート票
- ク 写真 (データ転送可) ①建物外観 ②夕食メニュー又は入浴施設
③体験指導・地域案内の様子

1) 初回登録時の必要経費

- ① 登録手数料：新規登録者の審査手続き等 (2,000 円)
- ② 標識貸出料：登録標識の貸出 (10,000 円／登録廃止までの貸出)

2) 登録した翌年からも必要な費用

- ① 年会費：更新費用 (機構 Web サイトで宿情報を PR。随時マスメディア等へも
広報) (2,000 円／年)
- ② 保険料：登録者専用の損害保険制度 (実費)
(地元保険会社が提供する保険に個別加入している場合は不要です)

【参考】 余暇法施行規則 14 条

余暇法第 16 条第 1 項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供に関する事項
 - イ 農山漁村滞在型余暇活動に使用する施設の適切な管理その他の事故防止のために必要な措置が講じられていること。特に漁ろう等の体験の指導等を水上で行うときは、注意すべき事項について利用者に事前に十分な説明が行われていること。
 - ロ 役務の提供に必要な人員が適切に配置されていること。
 - ハ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。
 - ニ 宿泊に関する役務及び自らまたは斡旋により提供する農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の内容及び料金が利用者に明示されていること。
 - ホ 斡旋により農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する場合には、その役務はこの条に規定する措置その他これに準ずる措置を講ずると見込まれる者が提供するものであること。
 - ヘ 利用者に農林水産物の加工若しくは調理の体験の指導または食事の提供を行うときは、地域の農林水産物の積極的な活用が図られていること。
- 2 利用者の生命または身体について損害が生じた場合における当該損害をてん補する措置に関する事項

利用者の生命または身体について損害が生じた場合におけるその損害をてん補する保険契約又は共済契約（この号において「保険契約等」という。）を締結していること。ただし、保険契約等を締結することが適当でない場合であって、利用者が保険契約等の締結の申込みをするために必要な書類を宿泊施設に備え付けているときは、この限りではない。
- 3 地域の農林漁業者との調整に関する事項
 - イ 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供に当たり、地域の農林漁業と調和のとれた農用地、森林、漁場等の利用に努めること。
 - ロ 利用者が農山漁村滞在型余暇活動を行う際に地域の農林漁業に支障を来すことのないように、農用地、森林、漁場等への立入りに関し注意すべき事項について適切に指導を行うこと。
 - ハ 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供の方法等について地域の農林漁業者から協議の申出があった場合には、迅速かつ適切に対応すること。
- 4 その他の事項
 - イ 農用地、森林、漁場等の案内を行う場合には、希少な野生動植物の生態に悪影響を及ぼすことのないように配慮すること。
 - ロ 地域の農山漁村滞在型余暇活動に関する情報の収集及び提供に努めること。
 - ハ 利用者から苦情があったときは、迅速かつ適切に対応すること。